

## 第 6 9 号議案

### 市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線の認定及び廃止をするため、同法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

尾張旭市長 森 和 実

### 記

#### 1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
0 1 4 1	北原山中央 1 号線	北原山町陀摩屋敷	
		南原山町赤土	
0 1 4 2	北原山中央 2 号線	大久手町一の曾	
		東大道町原田	
0 1 4 3	北原山東大道 1 号線	新居町諏訪南	
		東大道町原田	
0 1 4 4	新居北原山 1 号線	新居町諏訪南	
		北原山町鳴湫	

#### 2 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
4 0 7 4	稲葉 2 6 号線	稲葉町五丁目	
		稲葉町五丁目	

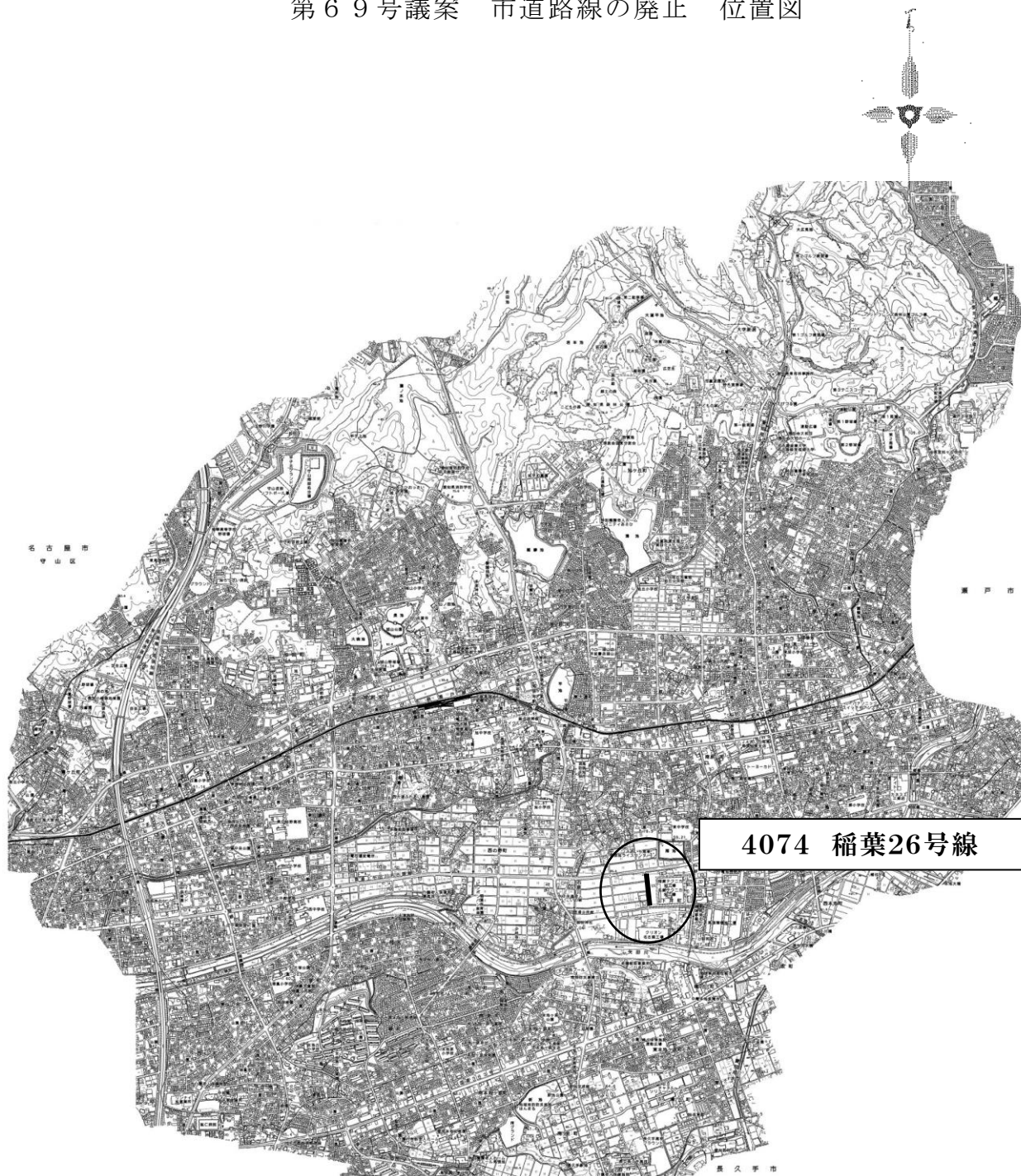
#### 提案理由

この案を提出するのは、北原山土地区画整理事業の施行に伴い、市へ移管予定である路線を認定するとともに、市道の一部を開発事業区域に組み入れることに伴い、路線の廃止をするため必要があるからである。

第69号議案 市道路線の認定 位置図



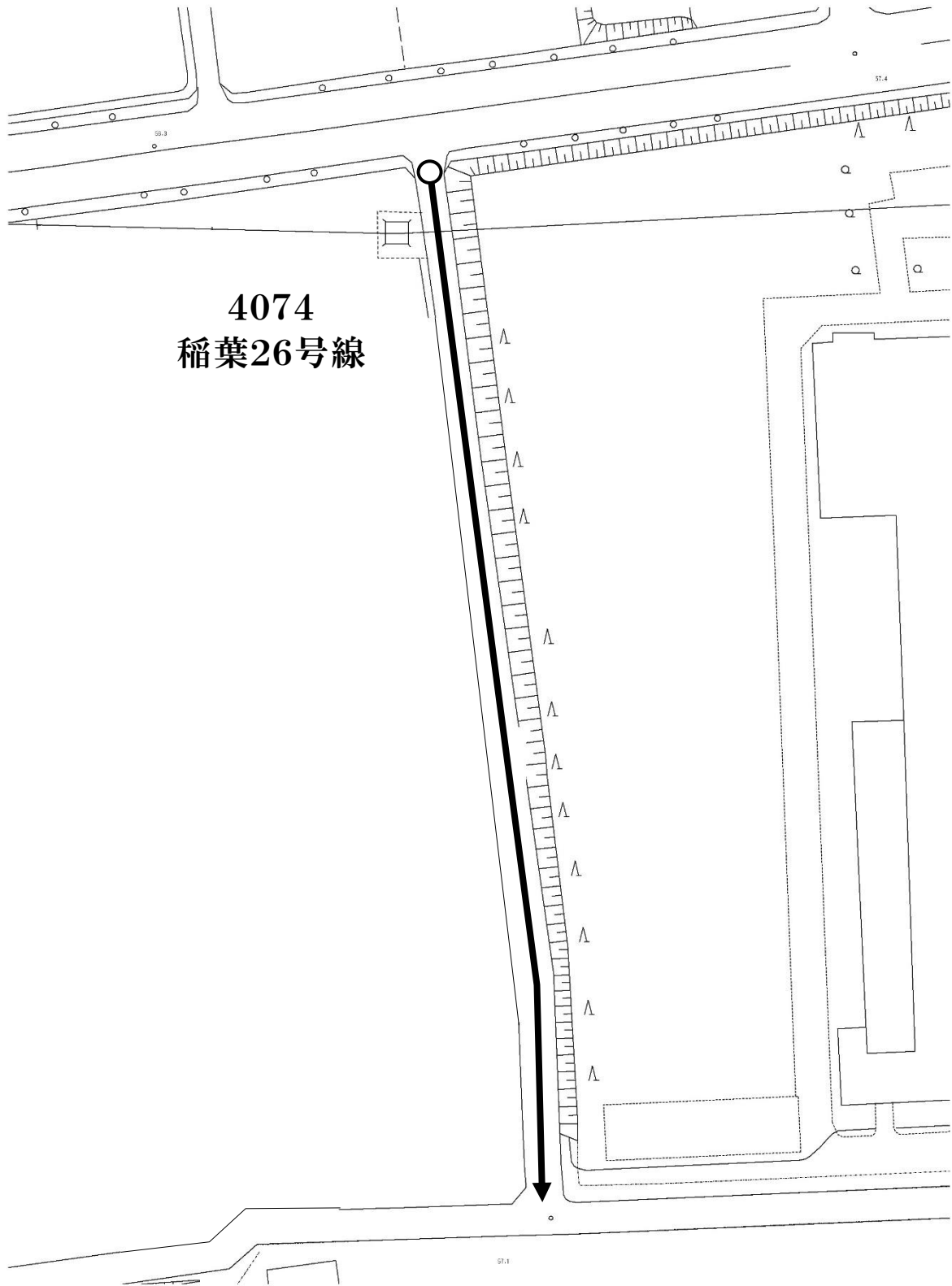
第69号議案 市道路線の廃止 位置図



市道認定路線図



市道廃止路線図



4074  
稲葉26号線